

(仮称) 坂出林田バイオマス発電所整備事業環境影響評価方法書に係る知事意見

標記方法書について、香川県環境影響評価技術審査会及び関係市長の意見等を勘案し、慎重に検討した結果は、次のとおりである。

については、この意見を十分考慮のうえ、環境影響評価を実施するとともに、その結果に基づき、環境の保全のための万全なる措置を検討されたい。

1. 全体的事項

- (1) 環境基準を満たすことで十分とするのではなく、環境影響の回避又は低減を図るために取りうる方法を検討し、調査、予測及び評価すること。
- (2) 方法書に評価の手法として示されている「環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているかの検討」にあたっては、複数の案を比較検討した上で、準備書に記載すること。
- (3) 環境影響評価の実施中に、選定した項目及び手法に関して新たな状況が生じたときは、必要に応じ見直し、又は追加して、調査、予測及び評価すること。
- (4) 事業実施区域等における自然的状況や社会的状況など地域に関する情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。
- (5) 地震、津波、液状化、高潮等の被害を受けた際に、起こりうる環境への影響について、検討すること。
- (6) 準備書の記載にあたっては、根拠を明らかにした上で、明確で平易な文章表現を行い、学術用語の使用は必要最小限にとどめ、視覚的な表示方法を用いるなど、理解し易いものとすること。

2. 個別的事項

(1) 大気環境について

- ・工事の実施において、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、粉じんが発生すると考えられることから、これらの物質について、環境影響評価項目の対象とするよう検討すること。
- ・燃料の搬出入に際し、粉じんが発生すると考えられることから、環境影響評価項目の対象とするよう検討すること。
- ・近隣（半径約450m以内）に住宅があることから、冷却塔から放出される白煙の影響について、調査、予測及び評価すること。
- ・ばい煙の排出量の調査、予測及び評価にあたっては、燃料となるバイオマス（PKS、木質ペレット）の比率が重要であることから、比率に関し、複数のケースを示した上で実施すること。
- ・燃料となるバイオマス（PKS、木質ペレット）の有害物質含有量を考慮した上で、燃焼に伴う大気環境への影響について検討すること。
- ・高層気象の調査において把握する逆転層は、年間を通じて出現することから、夏季と冬季だけでなく、春季と秋季についても、高層気象の現地調査を行うこと。

(2) 水環境について

- ・発電設備からの排水が、水環境に与える影響について、調査、予測及び評価すること。
- ・香川県生活環境の保全に関する条例による上乗せ基準や、瀬戸内海環境保全特別措置法による総量規制がなされている趣旨を踏まえ、窒素、りん、CODについて、排出濃度だけでなく、排出総量についても、調査、予測及び評価すること。

(3) 土壤環境・その他の環境について

- ・工事に伴い、土地の形質変更がある場合は、当該土地の使用履歴を調査し、準備書に記載すること。

(4) 悪臭について

- ・PKSの輸送時や保管時における悪臭対策について検討し、調査、予測及び評価すること。

(5) 動物、植物、生態系について

- ・燃料となるバイオマス（PKS、木質ペレット）に外来生物の付着が懸念されることから、輸入後における対策を準備書に記載すること。

(6) 廃棄物について

- ・発電所で発生する燃焼灰については、セメント原料等への有効利用を検討すること。
- ・工事に伴い発生する残土については、極力、有効利用すること。

(7) 水資源について

- ・水事情に係る本県の特性を踏まえ、水の使用量及び削減方法を示した上で、調査、予測及び評価すること。

(8) 温室効果ガスについて

- ・産出国における不適正な伐採を回避するため、海外から輸入する木質ペレットは、森林認証制度で認められたものを使用すること。